

令和 8 年度 京都市立堀川高等学校 校則 等（生徒手帳 各種 規程 より抜粋）

令和 8 年度校則

本校では生徒会を通じて生徒が主体的に関わる校則の見直しを進めています。

(10) 服装規程

ア 本校指定の制服を着用すること。

イ 暦による着用の指定は、原則として行わない。ただし、指定日（儀礼的行事・校外学習など）を除く。

ウ 化粧・染髪・パーマ・ピアスなどはしないこと。

エ 身体的条件などの理由で、異装を必要とする場合は、HR 担任を通じて学校生活部に申し出て許可を受けること。

オ スカートを短くするなど制服を加工しないこと。

[補則]

ア について

*入学時に各々が用意(購入)した制服(ブレザー・シャツ・ブラウス・パンツ・スカート・ネクタイ・リボン・セーター)を正しく着用すること。

*ベストの購入は自由、着用する場合は、学校指定のものを購入すること。

*防寒具は、ブレザーの上に着用する。

*外靴は、ローファーまたは運動靴、上履きは、学校指定のものとする。

イ について

*衣替えについて

基本的に自分の温度感覚、体調などに合わせて、夏服か冬服かを選択する。いわゆる衣替えの時期は決めない。

・5月～10月の間は、ネクタイ(リボン)着用は自由とする。

*指定日(ブレザー・ネクタイ・リボンを着用しなければならない日)について

儀礼的行事日(入学式・卒業式・始業式・終業式)、校外学習、その他学校が必要と認めた場合